

あいサポート通信



お知らせ

各事業所で開催！業種別障がい理解研修 ～障がいのある方を講師に、合理的配慮を学ぶ～

○令和6年4月1日から、障がいのある方への合理的配慮が法的義務に。

※改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化されました。

こんな悩みや考え持っていますか？



- ・ところで合理的配慮って何？具体的に何をしたらよい？
- ・どうやって学べばいいの？
- ・障がいのある方はお客様として来られないし、何もしなくていいのでは？

実は……

- ・鳥取県内の約10名にひとりは障がいのある方。
- ・“社会にある障壁”のために困っている方を含めると、皆さんの身边に、必要な合理的配慮を求めている方がたくさんおられます。

そこで提案です

- ・合理的配慮を学ぶためには、実際に障がいのある方から聞くのが一番！
- ・必要とされる合理的配慮について、各事業所、店舗で障がいのある方と一緒にロールプレイ形式で学ぶ研修会を実施しませんか？

⇒興味のある事業所等の皆さまは、ぜひ、ご連絡ください。

※講師との調整、講師への謝金の支払いは県で行います。



※銀行、スーパーの店舗等で実施したときの様子

研修に関する問合せ先 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課
(電話)0857-26-7675 (ファクシミリ)0857-26-8136

障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金

～社会の中のバリア(障壁)を取り除くための必要な経費を支援します～

■補助対象者：県内事業者

■補助対象経費

<例>

車いすの購入

障がい者車両の駐車区画の整備

段差解消のための携帯スロープの整備

筆談ボードの整備

段差解消のための携帯スロープの整備

ホテル等窓口での手話対応タブレット端末の導入※

障がい者にもわかりやすいパンフレット等の作成

※「遠隔手話通訳サービス」や「音声文字変換システム」の導入に係るものに限ります。



■補助額：補助対象経費の2／3

■補助上限：300千円（交付される補助金の上限です）

※あいサポート企業・団体：補助対象経費が5万円まで10/10。
5万円を超える場合は、万円+5万円を超える部分の2/3

■申請書：鳥取県社会福祉協議会ホームページに掲載

あいサポート、あいサポート企業・団体の現況 令和7年8月末現在

◆ 全国のあいサポート数：718,639人◆

◆ あいサポート企業・団体：3,229企業・団体◆

※詳細は、以下のURLをお開きください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=151488>

◆鳥取県の新規認定・団体の状況 (令和7年6月1日～令和7年9月末現在)

日南町役場、特定非営利活動法人マサムネ、株式会社BAC、有限会社あっぷるはうす、三朝チーム、株式会社セブン-イレブン・ジャパン鳥取地区事務所、有限会社 酒井建設、社会福祉法人 和 夢倉（なごみ むそう）、株式会社 ティー・エム・エス、有限会社 福井事務機、株式会社 ミテック、有限会社 開拓、株式会社 シモモト、有限会社 信聖工業

【問合せ先】社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 県立福祉人材研修センター内

電話:0857(59)6344 FAX:0857(59)6340 Eメール:aisapo@tottori-wel.or.jp